



交通松前

令和6年3月4日
松前警察署
地域・交通課 交通係

安全運転管理者の改任手続きについて

～計画的に準備を進めてください～

安全運転管理者等を選任・改任・解任した場合や、届出事項を変更した場合には、変更等を生じた日から15日以内に北海道公安委員会(当署管内は函館方面公安委員会)に届出をしなければなりません。

○届出に必要な書類

- ・安全運転管理者・副安全運転管理者に関する届出書
(様式原本は3枚1組)
- ・履歴書
- ・職務・運転経歴証明書
- ・住民票又は自動車運転免許証(表面及び裏面)

※ 運転免許証は、デジタルカメラ等で撮影したものは不可、住所変更がある場合は記載事項変更を行ってください。

※ 住民票は、原則3ヶ月以内のもの、マイナンバーを省略しているもの、安全運転管理者等になろうとする本人のみのもの

- ・運転記録証明書(過去3年間の記録)

※ 発行日から3ヶ月以内のものに限ります

退職や転勤等で安全運転管理者が変わることがあれば、早期に準備を進めてください。

書類の記載方法で不明点があれば、お気軽に松前警察署へ問い合わせしてください。

